

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定によつて、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路
三・三・三一七号比治山蟹屋線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送
付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつ
て、当該図書の写しを広島県都市局都市企画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月十九日

広島県知事 藤田雄山